

(5) 小康期

状態
<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態をいいます。 ○大流行は一旦終息している状態をいいます。
対策の目的
<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活・市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。 ○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。 ○情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

実施体制

①対策本部の廃止	
<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態解除宣言が発出された時、あるいは、大阪府（政府）が対策本部を廃止した時は、速やかに対策本部を廃止します。 	危機管理室 健康福祉部保健所
②インフルエンザ等対策の見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ○国や大阪府における行動計画の見直しを踏まえ、各発生段階の対応に関する評価や見直しを行います。 	危機管理室 健康福祉部保健所 その他関係部局

サーベイランス・情報収集

①国際的な情報収集	
○国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や各国の対応について、国や大阪府等を通じて必要な情報を収集します。	健康福祉部保健所
②サーベイランス	
○通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化します。	健康福祉部保健所 教育委員会 こども未来部

情報提供・情報共有

①情報提供	
○引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供します。	政策企画部 総務部 市民協働部 危機管理室 健康福祉部保健所
○市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。	
②情報共有	
○国や大阪府とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持します。	危機管理室 健康福祉部保健所
③コールセンターの体制の縮小	
○状況を見ながら、コールセンターの体制を縮小します。	市民協働部 資産活用部 危機管理室 健康福祉部保健所

まん延の防止

①予防接種	
○流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。	健康福祉部保健所

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について実施します。

①予防接種	対応部局
○市町村は、国及び都道府県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。	健康福祉部保健所

医療

①医療体制	
○国や大阪府と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。	健康福祉部保健所

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について協力または実施します。

①医療体制	対応部局
○必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止します。	危機管理室 健康福祉部保健所

市民生活及び市民経済の安定の確保

①市民・事業者への呼びかけ	
○必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対し、食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。	市民協働部
③ごみ収集・処理	
○一般廃棄物の収集・運搬・処理体制を通常にもどします。	環境部 クリーンランド
④安定した上下水道の供給	
○上下水道施設の機能維持の体制を通常にもどします。	上下水道局

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置（大阪府行動計画より）

大阪府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策について協力または実施します。

①業務の再開	対応部局
○大阪府は、府内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知します。	市民協働部 危機管理室
○大阪府は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行います。	

<p>②新型インフルエンザに関する中小企業向け融資</p>	<p>対応部局</p>
<p>○大阪府は、新型インフルエンザの影響により売り上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合（国における業種指定が必要）、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努めます。</p> <p>（参考：政府系金融機関における措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ、適切な措置を講ずるよう努めます。 ・日本政策金融公庫等は、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ、適切な措置を講ずるよう努めます。 ・日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施します。 	<p>市民協働部</p>
<p>②緊急事態措置の縮小もしくは中止等</p>	<p>対応部局</p>
<p>○大阪府、市町村、指定地方公共機関は、国と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止します。</p>	<p>危機管理室 健康福祉部保健所 その他関係部局</p>